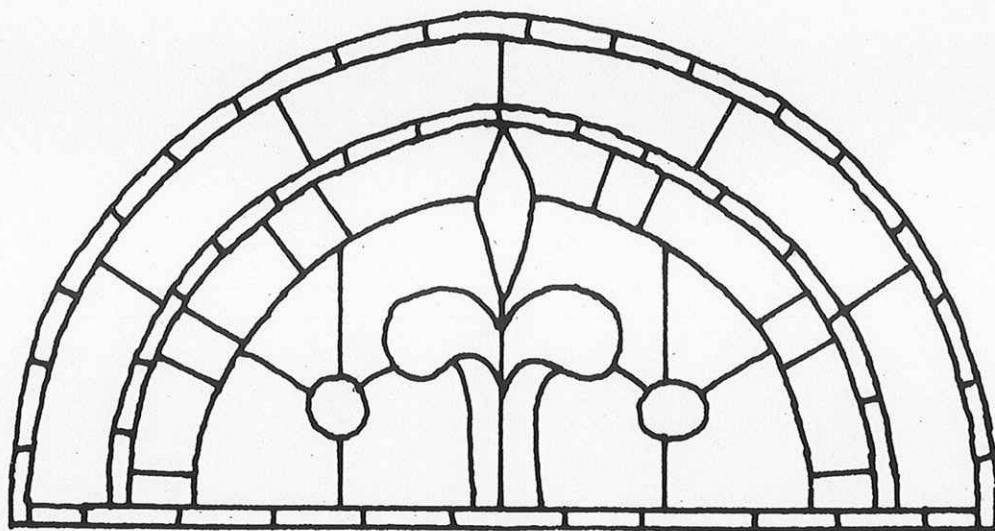


国税通則法の改正で 納税者権利の章典制定を



平成 17 年2月

東京税理士会

I. はじめに

平成5年11月に行政手続法が「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する。」ことを目的として制定され、同6年10月に施行されたが、税務行政手続については「各税法独自の規定、判例見解、事務運営指針で必要な事項が定められ、国税通則法等において必要な範囲の手続を規定して完結した独自の体系が整備されている。」という理由により、「行政指導」「届出」の一部を除き適用除外とされた。しかし、国税通則法は調査着手後の手続規定が主で、事前の手続規定が不備であり、納税者の権利救済体系が整備されているとは言えない。

世界の多くの先進国はこの問題に取り組み、納税者の権利を保障する制度を既に施行している。

わが国では平成14年通常国会に野党3党が共同で提出した日本版・納税者権利憲章「国税通則法の一部改正案」は審議されることなく廃案になっているなど、以前からこの機運はあったが、「納税者の権利は現行国税通則法において、すでに必要な範囲の手続が規定されており、行政の公正性と透明性が確保されている。」として、積極的な制定への萌芽はことごとく摘みとられてきた。

しかしながら、OECD（経済協力開発機構）が「納税者の権利と義務—OECD 各国における法制度の現状」（1990年）を公表し、「課税制度の円滑な実施が納税者の協力を必要とし…こうした協力関係は納税者と税務当局が相互に信頼しあい、納税者の権利がはっきりと規定され、保護されることによって一段と確立されることになるだろう」とし、納税者の権利を保障することが、納税義務の適正かつ円滑な実施に欠かせないものであると指摘しているように、わが国でも税務当局が守るべき納税者の権利を定めるべきである。

また、今日、経済のグローバル化により海外の事業者が増加すること及び給与所得者の年末調整制度の廃止と全員確定申告が議論されていることなど、納税者が税務当局と接する機会は大幅に増加するので、その環境整備としても納税者の協力を得るための納税者権利の章典制定は急務である。

東京税理士会はかねてより「税制改正及び税務行政に関する意見書」の中で国税通則法に、「税務行政の公正の確保と透明性の向上を図り、納税者の権利利益の保護に資する。」旨の文言を追加すること、及び、「税務調査手続きに関する規定を整備すること、事後救済手続き規定の整備充実を図ること。」を要望してきた。

納税者の権利を定めるのは、国税通則法改正によるべきであるとしてきたことは、合衆国憲法修正第5条、第14条その他で保障されている（due process of law）とおりの法律として制定されるべきであり、単なるメルクマール（merkmal）であってはならないという理由によるものである。

今回その目的実現を達成するために、納税者権利の章典制定を提唱するものである。

Ⅱ. 制定国の状況

納税者権利憲章を既に制定し運営している国もあり、その簡単な概要を示すと次の通りである。

1. 各国の納税者権利憲章制定年月

1975年	フランス	「税務調査における納税者憲章」制定
1985年	カナダ	「納税者権利宣言」採択
1986年	イギリス	「納税者憲章」制定
1988年	アメリカ	「納税者権利章典」制定
1990年	インド	「納税者権利宣言」採択
1997年	韓国	「納税者権利憲章」制定
1997年	オーストラリア	「納税者憲章」制定
1998年	スペイン	「納税者権利憲章」制定
2000年	イタリア	「納税者の権利憲章に関する法律」制定

2. 各国の納税者権利憲章の採択方法

- (1) 政府の政策方針または課税庁の政策宣言として憲章を制定し、それに従って税法の中にある手続規定を整備する方法（カナダ、イギリス型）
- (2) 租税手続法を制定し、それに基づき一般国民、納税者向けの簡易かつ非専門的な文体の宣言文を作成して公表する方法（フランス、韓国型 注1）
- (3) 納税者基本法として「納税者権利憲章」ないし「納税者権利章典法」などを制定し、それを税法の手続編ないし通則編に挿入して改正するとともに、その趣旨を一般国民・納税者向けの簡易かつ非専門的な文体で書かれた宣言文を作成して公表する方法（アメリカの諸州型）

3. 納税者権利憲章を導入した各国の内容および要点

内 容	米 国	英 国	ドイツ	フランス	韓 国	日 本
納税者の権利憲章	○	○	×注2	○	○	×
調査の事前通知	○	○	○	○	○	×
代理人選任権の教示	○	○	×	○	○	×
重複調査の禁止	○	×	×	○	○	×
調査終了の通知	○	○	○	○	○	×注3
オンブズマン制度	○	○	×	○	○	×注4

注1）韓国では、1997年施行の改正国税基本法に次の条項が加えられた。

第7章の2 納税者の権利

第81条の2（納税者の権利憲章の制定及びその交付）

- ① 国税庁長官は、第81条の3から第81条の9までに規定した事項その他納税者の

権利保護に関する事項を含む納税者権利憲章を制定し告示しなければならない。

- ② 税務職員は、次の各号の一に該当する場合には、第1項の規定による納税者権利憲章の内容が収録された文章を納税者に交付しなければならない。

注2) ドイツでは、租税基本法(租税手続法典)において、納税者の権利に関する規定が制定されている。

注3) わが国には慣例として過去「是認通知書」の文書の交付があったが「調査終了の通知」は現在に至るまでない。現在は平成10年6月29日付国税庁事務運営指針「調査結果の通知の実施について」に基づいた「調査結果のお知らせ」を納税者の要請により発行しているが、以後の調査や更正等が出来ない法的効果を伴うものではない。

注4) Ombudsman system とは行政監察専門員制度、市民の側から政府の行政を監察する制度。米国や英国、スウェーデン、フランスでは既に実施されている。米国では1998年7月議員立法で成立した「IRS 再編成改革法」の中に新制度の導入(IRS内に「オンブズマン局」を設置した。)と、IRS 納税者サービス担当副長官のポストを新設(納税者サービス局設置、当該副長官はオンブズマンと共同して年次状況報告書を作成、議会に提出する。)した。(資料1)

現在わが国には厳密な意味でのオンブズマン制度はない。官主導の苦情処理相談官はいるが厳密な意味で中立のオンブズマン制度はない。

Ⅲ. 日本の状況

平成5年、行政手続法が制定されたが、第1条2項において、「処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの法律に規定する事項について、他の法律に特別の定めがある場合には、その定めるところによる。」とし、この法律が一般法であり、特別の法律が存在する場合には、特別法を優先する旨が定められている。

この規定を根拠として国税通則法第74条の2第1項において、税務において行政手続法の規定は、原則、適用除外としている。

現在、総務省は10年振りに行政手続法の見直し作業に入っているが、行政手続法を基本法とし、前記の第1条2項を削除すべきであるが、行政手続法の地位は現在のままで、原則、適用除外を国税通則法が謳うのであれば、特別法である通則法の整備充実是最も肝要な課題である。

わが国の国税通則法や税法は、税務調査手続や更正処分等を行う前の事前手続の規定が欠けている。そこで、先進諸国の状況に鑑み、納税者の権利を国税通則法に導入するため、去る2002年7月12日に、民主党、日本共産党、社民党の野党3党共同で「税務行政における国民・納税者の権利保護に資するための国税通則法の一部を改正する法律案」を衆議院に提出した。その内容は次のとおりである。

1. 目的の改正

国税通則法の目的に「税務行政の公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の納税義務の適正かつ円滑な履行および国民の権利利益の保護に資すること」を追加する。

2. 税務行政の基本理念等

(1) 税務行政運営の基本理念として以下を明記する。

- ① 税務行政の運営は公正を旨とすること
- ② 税務行政に関する必要な情報の提供、国民の意見、苦情等への誠実対処
- ③ 国民のプライバシーの尊重
- ④ 国民の権利利益の保護への配慮、納税手続きにおける誠実性の推定等

(2) 国税庁長官は、上記税務行政運営の基本理念にのっとり、税務行政の運営の基本となる方針を定め、これを公表しなければならないものとする。また、国税当局は、納税における国民の権利利益の確保のための必要な事項の概要を平易な文章にまとめ、普及に努めなければならないものとする。

3. 質問または検査の事前通知

税務調査をしようとする場合には、14 日前までに、その相手方に対し調査を必要とする主たる理由、調査事項、物件、日時等を書面により通知しなければならない。ただし、検査物件の隠滅等、調査の目的を達成することが著しく困難になると認めるに足る相当な理由がある場合には、この限りでないこととする。

しかし、この法律案に対し、政府は既に納税者の権利は法律に盛り込まれているからその必要がないとの理由で反対し、廃案となった。

このことは、1998 年 4 月 8 日、納税者権利基本法の法制化について、参議院予算委員会で山口哲夫議員が大蔵大臣に質問したとき、松永大蔵大臣は「一つにまとめたものはないが、憲法および法律の規定などによって保障されている。税務行政も納税者の権利保護に十分配慮しながら適正に行われている。改めて納税者権利憲章などを制定する必要はないと認識していると考えている。」という答弁を行い、また、同年 5 月 27 日に、「納税者の権利憲章に関する質問主意書」(※1)を提出したときの答えは、「日本国憲法 84 条の下、国税通則法その他の国税に関する法律において具体的な規定が設けられているものがあること及び各税法の具体的規定等の趣旨に即した適法な税務行政により、基本的にその保障が図られている…改めて納税者憲章を制定する必要はない。」(※2)と時の総理大臣橋本龍太郎氏の名をもって同年 6 月 19 日に答弁していることを踏襲したものとも言えよう。

このように、日本においては、納税者の権利が十分に守られていると政府、税務行政庁は考えている。しかし、日本の租税法は、徴税のためのものであって「納税者の

義務」を強調・認識する観点が強く、当初から納税者の権利を念頭において考えているとは思えない。また、わが国の租税法は、「納税者の権利」に関する具体的な規定を有しないことが判例、学説等において指摘されているところである。

IV. 租税訴訟の状況

納税者の租税への関心は、申告納税制度導入当初から考えると大きく変化している。

そのことは、租税訴訟の現状ではっきりと読み取ることが出来る。

東京国税局が公表した「平成 15 年度における訴訟の概要」の税務訴訟の発生件数は、平成 14 年度の 104 件に対し、平成 15 年度は 171 件と対前年度 164.4%と大幅に上回った。

税目別の発生件数が、所得税が対前年比 146.8%の 113 件（うち、ストックオプションの権利行使に係る所得税訴訟 60 件）であるが、いずれの税目も増加した。

訴訟の終結件数は、平成 14 年度 68 件に対し、平成 15 年度 134 件と約 2 倍の伸びであるが、納税者勝訴の件数は一部、全部含め 34 件 25.3%であり、前年の 14 件 20.6%を大幅に増加した。

なお、平成 5 年度は訴訟終結件数 353 件、原告勝訴件数 18 件（5.1%）であり、勝訴率については隔世の感がある。

終結事由別件数の状況を示せば、下記のとおりである。

(単位：件、%)

年 度 終 結 事 由		1 4		1 5		対 前 年 比
			構成比		構成比	
取 下 げ		7	10.3	2	1.5	28.6
判 決	却 下	6	8.8	2	1.5	33.3
	勝 訴	40	58.8	95	71.0	237.5
	一 部 敗 訴	7	10.3	18	13.4	257.1
	全 部 敗 訴	7	10.3	16	11.9	228.8
	差 戻 し	0	—	0	—	—
	小 計	60	88.2	131	97.8	218.3
そ の 他		1	1.5	1	0.7	100.0
合 計		68	100.0	134	100.0	197.1

東京国税局ホームページ「15 年度における訴訟の概要」より (注意) 勝訴・敗訴は国側の基準による

V. 納税者権利の章典制定の提言

税務訴訟と納税者勝訴率の増加は、納税者意識の変化、税理士の訴訟出廷陳述権等様々な要因によるものであるが、政府答弁にあるような物差しでは税務行政が社会環境の変化に対応しきれていない証左である。

憲法第30条では「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。」と規定し、同第84条では「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と規定し納税義務と租税法律主義を謳っている。

国民が主体的に申告する申告納税制度の下で、国民の納税義務の適正かつ円滑な履行および国民の権利利益の保護に資するためには、OECDのレポートでも指摘しているとおおり納税者の協力を必要としており、行政サービスの改善が求められている。そのために納税者権利の章典制定が必要である。

そこで、納税者権利の章典制定をする場合には、少なくとも次の権利を定め教示される必要がある。

1. 納税者権利章典の告知を受ける権利

2. 調査理由の開示等を求める権利

調査理由、日時、場所、必要書類の事前通知、調査期間の順守、再調査の禁止、止むを得ない場合調査開始時期の延期を求める権利

3. 納税者すべてに平等に対応される権利

納税者は租税立法および税務行政手続において公平・公正にかつ丁重に遇される権利

4. 適正手続きの保障を受ける権利

その調査の必要な範囲での諸手続きを含めて、その調査の開示を受ける権利

5. 必要な情報提供を受ける権利

課税庁側が保有する調査情報について、その調査に当たって情報の提供を受ける権利

6. 善良な納税者の推定を受ける権利

税金に関して不誠実な行為をしない限り、善良な納税者として扱われる権利

7. 法律に基づく適正な税額のみを支払う権利

8. 不利益を受けた場合適切かつ迅速な救済を受ける権利

9. 異議申立て、不服審査請求を公平・公正な機関で受ける権利

10. 税務調査時等に税理士の助力を受ける権利

11. 税務調査の際の代理人依頼権（専門家の代理人『税理士』のみで税務調査は可能である。）

12. 調査結果の通知を文書により受ける権利

13. プライバシーの保護を受ける権利

自己の税務情報に関し、法律の定める目的以外にその情報を利用されない権利を有し、自己の税務情報にアクセスし訂正を求める権利

14. オンブズマン制度を導入し公正な第三者に苦情を申し立てることができる権利

VI. おわりに

わが国では、昭和 37 年に制定された行政不服審査法および国税通則法において昭和 45 年に不服審査制度の改正が行われ、国税不服審判所が創設されたことにより、事後救済手続は一応整備されたと言われている。

しかし、納税者の権利を保護するには事後救済手続のみでは不十分である。さらに、平成 5 年に制定された「行政手続法」から税務手続の分野については、国税通則法が独自の規定を有しているとして、税務行政手続の大部分が適用除外とされたことなどを考えると、納税者の権利が保護されているとは言えない。

債権債務という考えからすると、国が国税債権者そして国民は租税債務者である。国税債権はこれに優先権を付与しており他の債権と区別している。租税債務者の義務規定は既に法律に盛り込まれて施行されている。この観点からしても法律に債権者債務者平等の権利義務規定を設けることは当然である。

税務行政手続の「公正の確保と透明性の向上」を図り、納税者権利利益の保護を図るためには、欧米等の国において制定され施行している納税者権利章典をわが国にも導入し、税務行政運営の基本理念とすべきである。

よって、国税通則法に、「税務行政の公正の確保と透明性の向上を図り、納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加するとともに、「納税者権利章典を制定する」と法定すべきである。

※1 質問主意書の内容

- (1) 各種租税法等で、税務調査手続について事前手続について事前手続が具体的に記されているのであれば、その法律名と条文を示されたい。
- (2) 先進諸国の権利憲章等で共通している イ、丁重かつ配慮ある対応 ロ、誠実性の推定 ハ、文書による事前通知 ニ、調査理由の開示 ホ、納税者憲章の交付または情報の提供 ヘ、調査期間の制限、再調査の禁止、 ト、結果の通知（是認通知等） これらの項目が定められている租税関係法規があるとすればその法律名と条文を示されたい。

※2 橋本総理大臣の答弁書要旨

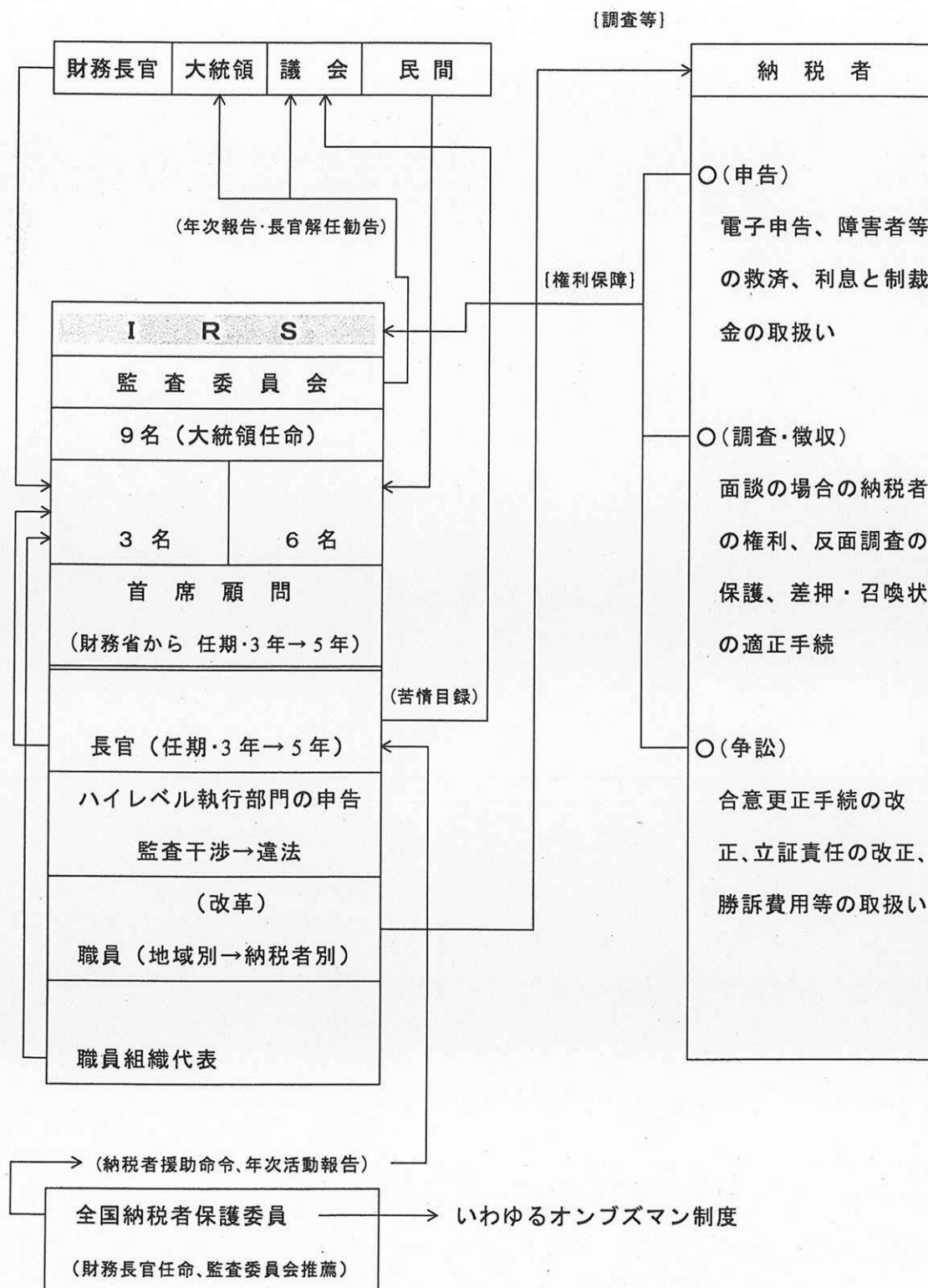
- (1) 諸外国の納税者権利憲章において、納税者の権利として掲げられている項目およびその法的位置付け等は、各国によって異なっており、必ずしも共通するものではないと承知している。わが国においては、かかる諸外国の納税者憲章に掲げられているような納税者の権利については、日本国憲法 84 条に定められているいわゆる租税法律主義の下、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）その他の国税に関する法律（以下「各税法」という）において具体的な規定が設けられているものがあることおよび各税法の具体的規定等の趣旨に則した適正な税務行政により、基本的にその保護が図られている。税務調査につ

いては、例えば、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 234 条に質問検査権に関する規定が設けられているが、最高裁判所の裁判例によれば、「質問検査権を行使しうべき場合につき、具体的かつ客観的な必要性のあることを要件としており、質問検査の範囲、程度、時期、場所等、権限ある収税官吏の合理的な選択に委ねられていると解される実施の細目についても、質問検査の必要と相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度内という制限を課して客観的にその範囲を画定している」と解されている（昭和 58 年 7 月 14 日最高裁判所判決）。したがって、質問検査の範囲、程度、時期、場所等の税務調査の実施の細目は、権限ある税務職員の合理的な選択に委ねられており、質問検査の必要と相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度内という制限を課して、客観的にその範囲が画定されているものと考えている。また、国税庁において税務行政を遂行する上での基本原則を税務職員に示した税務運営方針（昭和 51 年 4 月 1 日）は、一般の税務調査においては事前通知の励行に努めること等としている。税務調査における納税者の権利は、このような質問検査に関する所得税法第 234 条を始めとする各税法の規定、税務運営方針の趣旨に則した適正な税務行政を通じて保護が図られているところである。

- (2) ご指摘のイからトまでに掲げられている項目は、必ずしも各国の納税者憲章等に共通して掲げられているものではないと承知している。例えば、アメリカ合衆国の「納税者権利章典」および「納税者としてのあなたの権利」においては、誠実性の推定、税務調査の事前通知および調査期間の制限に関する項目は掲げられていないと承知している。
- わが国においては、ご指摘のイからトまでに掲げられている項目については、調査の目的を達成することができなくなるような場合を除いて事前通知を行うこと、必要に応じて概括的な調査理由の開示を行うこと、再調査は新たな資料情報等によって先の調査で把握した所得金額が過小であることが判明した場合等を行うこと等、所得税法第 234 条を始めとする各税法の規定、税務運営方針等の趣旨に則した適正な税務行政を通じて、基本的にその保護が図られているところである。

歳入庁(IRS)再編成改革法[1998]

— IRS, Restructuring and Reform Act of 1998 USA —



各国の納税者権利

各国の憲章等の要旨を紹介します。なお、改正等がなされた国々もありますが、本誌では文末記載の文献を資料としております。



フランス「税務調査における納税者憲章」

(1) 事前通知書

- ① 税務調査の開始前に納税者に対し「納税者憲章」を交付しなければならない。
- ② 税務調査の事前通知書を受け取る（帳簿調査、ESFP（個人生活状況総合勘案）調査）。
- ③ 補佐人選任教示を受けること。
- ④ 補佐人立会権があること。

(2) 調査の展開

- ① 帳簿調査は原則として事業所で、ESFP 調査は通常税務署で行われること。
- ② 小規模事業者の調査期間は3カ月を超えないこと、ESFP 調査は原則として1年を超えないこと。
- ③ 調査は調査官との話し合いを基礎とすること。
- ④ 釈明を求められる場合や資料請求は全て文書とし、回答は2カ月以内とすること。

(3) 調査の結果

- ① 調査の終了は封書により通知されること（申告是認通知書、更正通知書）。
- ② 30日の期限内に回答しない場合、更正処分は自動的に受け入れられたものとみなされること。
- ③ 税務上の義務を履行しなかったときに職権による推計課税を行うこと。

(4) 調査の結末

- ① 調査終了後に更正通知書が来た場合、追徴税額を納付すること。
- ② 帳簿調査が終わったら同一税目、同一期間に再調査は原則できないこと。
- ③ ESFP 調査が終わったら同一期間について再度更正処分は原則できないこと。

(5) 調査後の不服申立て

- ① 異議申立ては、追徴税金の納付期限から2年目の12月31日まで、更正通知書を受け取った日から3年目の12月31日までのいずれか有利な日までに所轄税務署に提出すること。
- ② 異議申立ての後なお不服がある場合、税務署長からの決定通知書を受け取った日から2カ月以内に提訴すること。
- ③ 一審判決で勝訴したら税務署側から控訴しても納付した税金は還付加算金をつけて還付され、担保提供に要した費用も払い戻されること。
- ④ 所轄税務署において脱税捜査に支障がない範囲で、自分のデータにアクセスする権利、また、租税一般法典や租税手続法典に予定された手続きを除き訂正する権利を保障すること。



カナダ「納税者権利宣言」

- (1) 情報を得る権利
あなたは所得税法に規定する権利と義務について、完全で正確な情報を得る権利があります。
- (2) 公平性の権利
あなたは法律の適用にあたって公平性を求める権利があります。正しい税額、つまり、法に照らして多くもなく少なくもない税額を徴収するのが税務署の仕事です。
- (3) 丁寧で配慮のある扱いを受ける権利
あなたは税務署との全ての接触において、例えば税務署が資料の提出を求める場合や面談、あるいは税務調査の場において、丁寧で配慮ある扱いを受ける権利があります。
- (4) 誠実であるとみなされる権利
あなたが提出した申告書は、間違いがあるとする確たる証拠がない限り、誠実であるとみなされる権利があります。
- (5) プライバシーと秘密が守られる権利
あなたが税務当局に提出した個人的な情報や税務上の資料は、法律で許可された目的だけに使われることを期待する権利があります。
- (6) 公正な不服審査を受ける権利
あなたは税務署の処分に不服があるときは、その処分に不服を申し立てる権利があります。不服申立ては90日以内に行わなければなりません。不服申立てがあった場合、税務署の異議審理部の職員は独立して公正な調査を行います。あなたが異議審理部の行った裁決に不服があるときは租税裁判所に提訴することができます。
- (7) 追徴税額を払わずに不服申立てを行うことができる権利
あなたは異議審理部の裁決や租税裁判所の判決が出るまで、係争中の追徴税額を払わずに争うことができる権利をもっています。高等租税裁判所や最高裁判所に上訴するときは追徴税額を払う代わりに担保を提供すればよいことになっています。
- (8) 2ヶ国語サービス
あなたは自分自身が選んだ公用語により税務当局からのサービスを受ける権利があります。
- (9) 法律で認められた全ての権利を受けることができる権利
あなたには、法律で認められた範囲で最も少ない税を払えばよいという権利があります。税務当局は法に適った首尾一貫した方法で税務行政を行うことを約束します。ただし、脱税者には断固とした態度でのぞみます。



イギリス「納税者憲章」

(1) 公正及び公平に行動します

- ① あなたの税金問題を、法に基づいて公平に扱い、誰に対しても平等に処理します。
- ② あなたが納めるべき正しい税額を支払い、あるいは還付されるべき正しい税額を受領するよう期待します。

(2) 効果的に情報提供します

- ① 明確でシンプルな様式と指導書を提供することを目指します。
- ② 正確で完全な情報を、役に立つ適切な方法で提供することをいつの場合でも礼儀正しく努めます。

(3) 質の高いサービスを提供します

- ① あなたの税金問題を素早く正確に処理し、あなたのプライバシーを厳格に守秘します。
- ② あなたが提供した情報は、法律が認める限りにおいて利用します。
- ③ あなたのコストを必要最小限に止めます。
- ④ 特別な要求に応えるよう、適切な手段をとります。
- ⑤ 丁寧に且つ専門的に対応します。

(4) 私たちのサービスに対し責任を持ちます

- ① 私たちは、毎年、顧客(納税者)サービス目標とその成果を公表します。
- ② あなたが意見を述べたい、苦情を述べたいと思うなら、私たちのサービスを改善するためにあなたの意見を聞くことを望みます。私たちは、その方法をあなたに助言します。

(5) あなたが次の点について手助けしてくれるなら、私たちはより良いサービスを提供します

- ① 正確で最新の記録をつける。
- ② あなたの個人的なあるいは事業上の事情が変化した場合、それを私たちに通知する。
- ③ 私たちが要請した場合、正確で完全な情報を提出する。
- ④ 支払うべき税額を期限どおりに支払う。

顧客サービスに関するこれ以上の情報は、内国歳入庁及び関税・消費税庁の地方オフィスで入手でき、それは、私たちの諸憲章、苦情パンフレットに掲載してあります。



ニュージーランド「基本的宣言」

(1) 目的

- ① ニュージーランド政府の任務遂行に必要な資金を確保するための歳入の調達。
- ② 家族扶養税額控除による家族の援助。
- ③ 扶養を行っていない親権者からの子女養育費の徴収による子女の援助。

(2) 原則

- ① 皆さまに自身の権利と義務について知ってもらうことにより、皆さまができるだけ容易に法

律を守れるようにすること。

② 常に公平、丁寧かつ迅速なやり方で法律を執行すること。

③ 法律を守らない者を発見し、かつ、その者に対し適切な処置をとること。

(3) 業務

① お客様のニーズを確認し、かつ、それに応えます。

② あらゆるサービスの質、対応、効率性及び効能性の向上に常に努力します。

③ 新しい財政政策の確立およびそうした政策に皆さまが自発的に協力できるようにするため法律の策定にあたり、政府に勧告を行いつつ政府を援助します。

④ 法律違反の発見方法を向上させます。

⑤ 財務行政の透明化により一般の信頼を維持します。

⑥ マオリ族（原住民）の方々を、そのニーズを確認し、かつそれに応えることにより援助します。

⑦ よき雇用主として、職員が内国歳入庁の目的に十分奉仕できるように、次の点を含む条件を提示します。

—職員に期待することについての明瞭なステートメント

—こうした期待に応えられるような措置（訓練および開発、情報の入手、技術、システム、施設、意思決定権）

—業務評価およびそれに対する報奨

—雇用の機会均等

⑧ 明瞭、適切かつ時宜を得た情報を提供し、かつ、それによって政府、国会、一般大衆および歳入庁職員が、わたしたちの任務遂行を評定できるように、その責任を負います。



アメリカ「納税者権利章典」

(1) あなたの権利の保護

私たちIRSの職員は、あなたとの接触を通じてあなたの納税者としての権利を説明し保護します。

(2) プライバシー及び守秘義務

IRSはあなたから提供を受けた情報を法律が認める場合を除いて、誰に対しても公表しないでしょう。また、あなたは、私たちがなぜあなたに情報を求めているか、どのようにその情報を利用するか、そしてあなたが仮に求められた情報を提供しなかった場合にどのようなことになるかについて知る権利があります。

(3) 専門的で丁寧なサービス

もし、IRSの職員があなたを専門的かつ公平、丁寧に処遇していないと信じるなら、あなたはその旨を職員の上司にお話ください。そして、仮に上司の対応に満足なされないなら、あなたの地域あるいは申告書を提出したサービス・センターの責任者に手紙で連絡をとってください。

(4) 代理

あなたはご自身を代表できますが、適正な書面による委任によってどなたか別の方に代理

させることもできます。あなたの代理人は、弁護士や公認会計士、登録代理人のようにIRSを前にして業務を行う資格のある者でなければなりません。もし、あなたが面談や質問の途中で代理人の助言を求められるのなら、基本的に私たちは面談を中止して予定を変更しなければなりません。

あなたは面談の際にどなたかを立ち会わせることもできます。また、もしあなたが10日前までに書面で申し出れば、あなたと調査官や不服審判官、徴収官との話し合いを録音することも可能です。

(5) 公正な納税額のための支払

あなたは期限までに、公正な納税額のみを支払う義務を負います。—それ以上でもそれ以下でもありません。一仮にあなたが期限までに全額を支払えない場合は、月ごとの分割払いでも結構です。

(6) 解決できない問題への援助

納税者権利擁護官サービスは、あなたがIRSとの問題をうまく解決できなかったときに、あなたを援助してくれます。そして、各地区の納税者権利擁護官は、仮にあなたが税務上の問題の結果として著しく困難な状況にあるときには、あなたに特別の援助を提供してくれるでしょう。もっと詳しい情報は、無料電話サービスに電話をかけるか、あなたが最後に接触したIRSの事務所を管轄する納税者権利擁護官に手紙を書いてください。

(7) 不服審査及び司法審査

もし、あなたが納税義務のある金額や一定の徴収措置について私たちの判断に同意しないならば、あなたには不服審査部に事案の審査を申し立てる権利があります。さらに、事案審理のため裁判所に訴えを提起することもできます。

(8) 罰則及び利子税の免除

あなたが妥当かつ公正に行動したことや、IRSの職員の誤った助言を信頼したことを証明できれば、IRSは法律で許される限り罰則を免除します。また、それがIRSの職員を原因とする一定の誤りや遅れの結果であれば、利子税を免除するでしょう。



韓国「納税者権利憲章」

- (1) あなたは、記帳・申告等納税協力義務を履行していない場合か、具体的な租税脱漏の疑い等がない限り、誠実な納税者であり、あなたが提出した納税資料は、真実なものと推定されます。
- (2) あなたは、法令に定める場合を除いては、税務調査の事前通知と調査結果の通知を受ける権利があり、やむを得ない事由がある場合には、調査の延期を申請する権利があります。
- (3) あなたは税務調査時、租税専門家の助力を受ける権利があり、法令に定める特別な事由がない限り重複調査を受けない権利があります。
- (4) あなたは、自身の課税情報に対する秘密の保護を受ける権利があります。
- (5) あなたは、権利の行使に必要な情報を迅速に提供される権利があります。
- (6) あなたは、違法又は不当な処分を受けた場合や必要な処分を受けられず権利又は利益を侵害された場合には、適切かつ迅速な救済を受ける権利があります。
- (7) あなたは、税務職員からいつでも公正な待遇を受ける権利があります。



オーストラリア「納税者憲章」

(1) あなたの法的権利と、あなたが税務署に期待できる規範

- ① あなたを公平かつ適切に取り扱うこと。
- ② あなたを誠実であるとして取り扱うこと。
- ③ 私たちの行為について説明する責任を負うこと。
- ④ あなたが納税義務を理解し遂行できるように、あなたに必要な専門的サービスと援助を提供すること。
- ⑤ あなたのプライバシーを尊重すること。
- ⑥ あなたの情報を部外秘とすること。
- ⑦ 法律に従い、あなたに私たちが持っているあなたの情報を開示すること。
- ⑧ あなたに私たちがあなたの税務に対し行った処分について説明すること。
- ⑨ あなたが選んだ人にあなたを代理してもらい、あなたの税務について相談することを認めること。
- ⑩ 信頼のおける助言や情報を提供すること。
- ⑪ あなたが最少の費用で税法を遵守することができるよう支援を行うこと。
- ⑫ 税務署の処分又は業務に納得がいかないときには、あなたは連邦オンブズマンに不服を申し立てる権利など、税務署外部での独立した審査を受ける権利があります。

(2) 税務上のあなたの重要な義務

- ① 税務署との対応において誠実であること。
- ② 法律に従い記録を保存すること。
- ③ 申告書その他の資料の作成、記録の保存に適切な注意を払うこと。
- ④ 期限までに申告書その他の法定資料または情報を提出すること。
- ⑤ 期限までに税金やその他の支払いをすること。

【参考文献等】

※『世界の納税者権利憲章』 中小商工業研究所 2002年発行／湖東京至編著

※『先進諸国の納税者権利憲章』 中央経済者 1993年発行／石村耕治著

※ 長谷川 博ホームページ <http://www.h-hasegawa.net/>

～東京税理士会 税務審議部構成員～

神津 信一(四 谷)	浅見 哲(麴 町)	池部 悦子(渋谷)	
伊藤 寛治(京 橋)	粕谷 幸男(玉 川)	徳永喜与志(新宿)	吉村 壽員(向 島)
紙谷 洋一(麴 町)	菅納 敏恭(神 田)	宮川 雅夫(日本橋)	加藤 弘(四 谷)
酒寄 正行(荏 原)	菊地 和仁(玉 川)		